KASUMIGASEKI CAPITAL

2026年11月17日

各　位

会 社 名　霞ヶ関キャピタル株式会社
代表者名　代表取締役社長CEO　河本幸士郎
（コード番号：3498 東証プライム）
問合せ先　取締役副社長CFO　廣瀬　一成
（TEL：03-5510-7653）

第15期定時株主総会第5号議案に関する補足説明について

霞ヶ関キャピタル株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 CEO：河本幸士郎、以下「当社」）は、2026年11月26日開催予定の第15期定時株主総会において、「第5号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件」（以下「本議案」）を付議しております。

当該議案に関し、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の実際の運用方針について、下記のとおり補足説明いたします。

なお、本議案に関する当社の考え方については、2026年11月12日公表の「ISS社の議決権行使助言に関する当社の見解について」も併せてご参照ください。

記

今回の取締役向け譲渡制限付株式報酬は、取締役と株主の皆様との中長期的な価値共有を促進するとともに、役員の中期経営計画達成および持続的な企業価値向上へのコミットメントを一層高める観点から、固定の金銭報酬に偏重しない報酬構成を目指す事を目的としております。

このため、本議案が可決された場合に取締役へ付与する譲渡制限付株式については、譲渡制限期間を原則として3年以上とする方針です。

株主の皆様におかれましては、本議案の趣旨および上記方針について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
霞ヶ関キャピタル株式会社　広報・IR部／TEL：03-5510-7653　MAIL：ir@kasumigaseki.co.jp